

公事根源集釋

中

十八卷圖書

73
6781
2



6781
2

不動倉の江次第四
不動穀有古委新委之
之二色不動倉穀若干
石糶若干石也

○康保元年官符天曆
官符以正稅遺爲不動

○延喜式十二中務省
式云凡諸國所進不動

倉備者官副國解下省
省即勅收庫若應出下

者待官符下然後出充
七瀬所其數多此記

名々浴中七瀬又小
七瀬云本七瀬上云六

難波 田菟島 河後
攝津 大島 橋小島

山城 佐久册谷
幸崎 近江 比大七瀬

モ云也

三十一 奏書奏

○臣等書乃奏也九月小あふたれと一記日
浅之ひりく大治新く奏止循團乃
編移く不勤れ兼ひくんとやふあをなら
改始小あひくると也大治陣小治きく
二體又とくれきくきやくとわりてのら
御殿くて奏すくるとやあ事いふらば
よあよりと

三十七 七瀬沖枝

後醍醐十五日ヨリサキ吉日ニテ御被ラコナル五位殿上人使手瀬向フ
是ハ毎月乃事也七瀬といハカハ合ハ除門

公書根原中

昭和九年四月五日
三十一
贈

八形稜具也。釋日本紀云人形者所謂素戔嗚尊之隘觸板手足之貳贖其罪身代之義也

靈所七瀬。拾芥六靈所上六カリ仁治三四年在成説注付之

八三才流

在場中^江沖門^三大炊沖門^三一系乃丁糸^十之終^七瀬^七は^一之陰陽^二作^人形^と奉^る至^上沖^いきを^け沖^力と^まり^一一^一の^一敵^と法^は乃^法而^れ川^原小^じよ^うの^りま^いは^まし^し沖^極物^とめ^とま^りの^場海^その^外さ^しら^う事^行一^一後^冷泉^院沖^時陽^月小^靈下^七瀬^乃沖^後と^おか^りの^りを^れ而^れ耳^敏門^河合^東瀬^松湯^石新^西瀬^一年^川河^下也^也
拾芥下本朱雀門前タヌ 北河瀬 西園寺東仁正寺鳥部 北野北
三十八 火災沖祭

あまの月^月の^れ事^也陰陽^神是^とり^一お^こし^の火^事と^し功^能あ^らう^一一^一董^仲解^の祭^書と^り物^おか^しら^う一^一
三十九 代厄沖祭
是^も月^とに^おこ^れる^事は^陽母^の法^とも^一一^一終^もは^らう^一一^一き^き書^りけ^ら
二月
四十 釋奠
上丁日
是^の年^おこ^しる^二月^と八^月と^りあり^一一

公事根原中

○學令集解云開元令
云釋奠為中祀州縣釋
奠亦准小祀例神護景
雲二年七月卅日官符
云應改孔宣父為文
宣王事右得式部省解
偶大學寮解備助教正
六位上膳臣大丘牒備
天平勝寶四年大丘隨
使入唐問先聖之遺風
膠庠之餘列國子監有
西門題曰文宣王廟時
國子學生程覽告大丘
曰今主上大嘗備範道
改為王鳳德之徵于今
至矣然准舊典猶稱前
早誠乖崇德之情失致
敬之理大丘庸聞聞斯
行請敢陳管見以請明
斷者勅号文宣王今位

狀理須必然方行其
今旌厥德後天奉天時
蓋謂此乎仍顯改由請
官執者官議奏聞奉勅
候奏
○續日本紀廿九三七此
事

興國渡之○江次第
裏書或說曰吉備大臣
入唐持弘文館之畫像
來朝安置大宰府學業
院大臣又命百濟畫師
奉圖被本置大學寮云

一國公と先聖といふ孔子は先師と云ふ
号は漢唐の宗廟歎二年小改く先聖先
師といふ孔子執回と云ふ又神護景雲
二年孔宣父と改く文宣王と云ふ一弘
仁格ふれり今大學寮小祀に先奉る孔子
十哲の叙は異國より渡て我朝累代の
物とて傳ふるなり
聖春日祭
上申下
是も二月十一日小改り先奉る日使に
川を橋乃中少將はたせり

一官人擢擢さるる人法を
法に無名門の主人ありて事乃建と
奏と舞人もたれ給いと云苑人いぞ
海く乃らき一とら給ふ當日乃
法に因侍ひし苑人が車奉る云々
五十六代
觀元年十一月九日世宗の
春日回而人の神と云ふ奉る一才一法
殿の武甕地命才一神殿の武甕地命才
三神殿の武甕地命才一神殿の武甕地命才

八書限原

○春日秘記同二年十一月九日申戌三笠山頂官柱立三所御座四年正月十二日寅戌三笠山下津磐根南向官柱立御遷官在之其時第四御殿奉祝副也長者左大臣正一位藤原朝臣永毛御時也

姫大神タケノ 姫大神タケノ 檜ノ 千千姫命也
○神名秘書云天照大神相殿之姫神檜千千姫命於春日者第四神殿坐也

志神カミ 是く神護景雲元年六月廿一日武
い成ら命常陸の國麻治より河津迄
取らぐも小糸河小洲系河の麻カキにて柳此
本枝校と河じらより河津系河伊賀乃
春日秘記各張郡夏身郷より諸神記夏身郷一瀬河
園さづりた郡ふつろ河系河とともふ
中流乃連時風秀勢といふ人なり十二百
七日小大和國あべ山は流せり同くき二
年正月九日三笠山は縁成つれ給ふく
と見屋根命いひまらふとふと姫大神れ
河りていふ流く世りてとらふ河系河
是は神皇正統記の下の事なれば國書取らり
流く七流も天照屋根命の河内國平野
つら河の事も姫大神の河内國平野
河津の事も姫大神の河内國平野
れ分ちてて中一河とたりて河一たか
トきと流十有九日鏡宮に事する
河門より親使とてとてとてとてとてと
河下川岩糸子文とてとてとてとてと
河内國平野の事とてとてとてとてと
ま事の縁起りてふりてとてと

公事根原中

○今集解釋云伊謝川
社祭大神氏宗定而祭
不定者不祭即大神族
類之神也

○大和國添上郡率川
坐大神御子神社三座
率川阿波神社
今按率川坐大神御子神
率川阿波神
皆率川社、イフヘシヤト一
社率川一社、二枝、心得
ハキカ

此神宮内省ニヒスル
事談第五園韓神
本即坐大内跡、而遷都
之時造宮之使等可移
他所云于時詭宣云猶
坐此處奉護帝室仍坐
宮内省内云云
○西官記西宮左大臣
高明公作
○北山抄四糸大納言
公任作
○韓神大年神之子也見
舊事紀第四古事記上
卷

まは月し満乃家平思れまつりつる是と
し乃申れ日使と殺遣ちて跡記まひふ
たや

里 率川祭 上酉日
自春日社西二十三町率川明神也

比奈の春日祭乃あく新日たこむらう神祇
今小のまら三枝祭と同しつるをは四月
つてあひなり藤氏南家れはつり率川
徳社の大長是公れ建立といつりなり
き事いま三枝祭れ前りのまら

里 園祭 韓神祭 上丑日
中丑日云若有一
丑者用上丑

け二神多又内省し海一まは也延原遷
都法附造文使他取ふら行しつるまら
まらとちしふしつ此取ふらつ沖口と海
ありたてまはらんと滝宮まらつ延喜式
園神一座韓神二座とのまらつ祭終る
年小二つび二月と十月と也との各内行
ひふ儀式なまらつ事終西文北山江
次形居うれ書ふのまらつる
里 大原野祭 上卯日
是と年小つびなりけ神社の后まらつ海

公事限原神 六

○名目抄云行啓謹着
宮皇₁₀等御出也

太神宮以下
○延喜式第一四時祭
上祈年祭神二千一百
三十二座 國司祭祈
年神二千三百九十五
座

○詩經西漢篇祈年
風集註祈年孟春祈穀
于上帝孟冬祈來年于
天宗是也

白猪白鷄○式云御歲
杜加白猪白鷄各一
○西宮勸物云左右京
進白鷄近江進白猪

いづ粉給りんと先喜日の本社に代さ小
く都ざりとも前ふり候へとも候れ
い大原野乃^{タテ}磐^{タテ}石^{タテ}をしくし事法然也
仁壽元年二月よりいづ先^{タテ}心^{タテ}こ^{タテ}の
を清の使を春日家よりあまのうへ
辨内侍をとしじよ

四十五 祈年祭 四日

是も太神文の千三百二十一座の神を
海^{タテ}に^{タテ}給^{タテ}り^{タテ}す^{タテ}も^{タテ}其^{タテ}取^{タテ}れた^{タテ}り^{タテ}な^{タテ}り^{タテ}る^{タテ}家
養^{タテ}の^{タテ}國^{タテ}より^{タテ}に^{タテ}の^{タテ}幣^{タテ}を^{タテ}は^{タテ}き^{タテ}る^{タテ}事^{タテ}候^{タテ}

國も年こいさき候りし神の御魂の國境
し祈年祭豊作とことかきなりと
いづり神祇宿りておこりの神無子
てらの法園より一物候り候り候り
乃白猪白鷄屋より相なりて武天皇
四年二月よりいづり候り候り候り候り
手法宗^{タテ}月^{タテ}次^{タテ}の^{タテ}度^{タテ}新^{タテ}嘗^{タテ}祭^{タテ}の^{タテ}儀^{タテ}の^{タテ}回^{タテ}り^{タテ}候^{タテ}り
國境大事と候り候り候り
二六ナラニイナメトヨム

四十六 祈年 十一日

上御辨の納言外紀史なりとまのりてを改

公書限原中

丁ておこりへる公事なり六位以下乃藝
 能あり物と云くびく式了矣了此二者も
 率^ツあ^ツくさい進家^ツ浅^ツ止^ツ乃それとめよ
 端^ツく^ツ是量^ツ容儀^ツとみるゆ^ツの^ツ物^ツ并^ツ小^ツ室^ツ
 程^ツ座^ツ小^ツつ^ツあ^ツく^ツ儀^ツ式^ツを^ツ持^ツ儀^ツと^ツ云^ツひ
 下^ツ乃^ツ冠^ツり^ツさ^ツひ^ツ大^ツ法^ツを^ツ藤^ツれ^ツ死^ツ納^ツ書^ツの^ツ儀^ツ也
 冬^ツ儀^ツ六^ツ位^ツを^ツれ^ツは^ツり^ツた^ツる^ツり^ツ此^ツ冬^ツ儀^ツ以下^ツ
 時^ツ法^ツ式^ツと^ツ云^ツひ^ツなり^ツ公^ツ事^ツを^ツ定^ツ考^ツす
 小^ツ志^ツ別^ツ一^ツ物^ツなり^ツ
 八月十日

小野御忌日 亦旨

古無主荒廢之地也雖
 然依有仁者樂山之因
 緣申請官旨令施八神
 領永爲法華八講料所
 云云 文曆二年八月廿
 三日 大野頭前長領守

廿二社

〇廿二社次第至是廿
 二社由來事
 村上天白康保三年霖
 雨經月八月廿一日被
 奉官幣於十六社
 伊勢 石清水 賀茂
 下 松尾 平野 稻荷
 春日 大原野 大神

二月乃又日^ツは^ツ大^ツ海^ツ大^ツ自^ツ在^ツを^ツ神^ツけ^ツり^ツ何^ツ
 が^ツ給^ツ一^ツ神^ツ日^ツ也^ツ夢^ツれ^ツは^ツげ^ツり^ツ何^ツの^ツ天^ツ仁^ツ
 手^ツら^ツ吉^ツ祥^ツ院^ツと^ツ八^ツ講^ツあり^ツ當^ツ家^ツけ^ツり^ツも
 かし^ツあ^ツく^ツ是^ツを^ツ行^ツふ
 甲^ツ 初^ツ年^ツ穀^ツ奉^ツ幣^ツ

是冬二月七月二^ツる^ツび^ツあり^ツ此^ツ日^ツ一^ツて^ツ也^ツ

- 此^ツ廿^ツ二^ツ社^ツ也^ツ 上七社 伊^ツ勢^ツ 石^ツ清^ツ水^ツ 賀^ツ茂^ツ 下^ツ上^ツ松^ツ尾^ツ
- 平^ツ野^ツ 稻^ツ荷^ツ 春^ツ日^ツ 中七社 大^ツ原^ツ野^ツ 大^ツ神^ツ 石^ツ上^ツ 下八社 大^ツ和^ツ
- 廣^ツ瀨^ツ 龍^ツ田^ツ 任^ツ長^ツ 下八社 梅^ツ文^ツ 吉^ツ田^ツ 廣^ツ田^ツ
- 祇^ツ園^ツ 小^ツ野^ツ 丹^ツ生^ツ 貴^ツ布^ツ孫^ツ 一^ツれ^ツり^ツ八^ツ講^ツは^ツ使^ツ

八事原中

石上 大和 廣瀬
龍田 住吉 丹生
貴布祿

一條院正曆二年炎旱
送日萬物變多六月廿
四日加吉田廣田北野
三社被奉官幣於十九
社吉田廣田北野次第
事為住吉之次丹生之
上由宣下

同五年二月十七日祈
年穀之日加梅宮被奉
官幣於廿社梅宮事可
為住吉之次吉田之上
由宣下

長德二年二月廿五日
被奉臨時官幣之日加
祇園為廿一社
後朱雀院長曆二年八
月十八日被奉官幣之

日加日吉社為廿一社
日吉事可為住吉之次
梅宮之上由宣下

○一代一度仁王會見
江次第十五

公事根原中

冬中納言賀茂平野松尾春日為宰相在
外之邪四位少進乃つゝしなり力一社とめ
宣命あり伊勢右大臣久馬重茂松尾の如
折其外冬ふ黄たふ房小切く天武天皇
思ふ正月法社より幣奉奉る御天武天皇
六月奉穀と約羅んたあ十一社小奉幣
あしとみゝり

甲九 源時仁王會

春日と云々びく約りて武を三月なり大花
殿紫宸殿清涼殿なりとては事仁王後
國服若孫代海と一也しん入り御家法
仰新時為なり敏明天皇六年八月
仁王會あり聖武天皇御外孫六年六月
之甲なり藤原小孫七道よりて約り海
まゝ一代一度姓大仁王會とて事
しん也終の代一度りこころしん事
新

五 倭祿宣

是の奉公時當よりて郡臣百官より程と
給事なり一正陣乃座小つゝしん倭祿

公事根原中

九

○李太白春夜宴桃李園亭云飛羽觴而醉月

○漢書外戚傳孝武衛皇后傳云帝被霸上還

孟康曰被除也於霸水上自被除今三月上巳被禊也師古曰被音廢禊音系

○十節錄云三月三日草餅何哉周幽王淫亂

羣臣愁苦于時設河上曲水宴或人作草餅奉幽王王嘗其味為美也王云是餅珍物也可獻宗廟周世大治遂致太

之興從此始

○今按此十節錄故事非也幽王周之惡王

也本草陳藏器曰荆楚歲時記云二月二日取

鼠麴汁密和為粉謂之龍舌餅以壓時氣日本

三鼠麴草ヲハコクナト云母

子ノ心無マニト云祝儀ヲ表スニテシ

河あふ待と飛くをれ重とよりてのこころ也

相觸滅迹サカシキとてなるとかふとけ事一かちるべし

又上已法のこころへとて人の心東流如あよ

とてこころこころりー漢書をよよと

おきり又草餅を三月三日より用と書る

周幽王の事たらりやうと一し伝

えらり

五十四 藥師寺寂勝會 七六

淳和天皇壬午号 長七年のり藥師寺のりて毎年七月寂勝

五十五 石清水條時祭 中平日 江原

三月二日時祭の奉行は病人使舞人

こころ中折辰乃日試樂乃事有御殿

ご殿より御侍ありそく御所のり公

卿りよりありてとこれこころり

よこころゆ四位の位乃病人使れ舞と地

下小作と吹小年中事乃障子法と

せりりのかりて御氣さうとあつと

試るるる庭とととと遊口のりりて舞

竹臺下ニ竹枝ヲ一十訓抄云一条院御位時實方中將祭試樂ニ進參リテ

人とのりて舞人さうとみ竹臺下ニ三ツテ樂竹ノ枝ヲ折テサ

公事根源

○反歌大比礼返也見
江次第抄

○古今大歌所御歌カ
へし物 歌源氏物語

カハリ聲 幸柳ウタテ
○調樂笛子トリ箏ハ
調琵琶撥合心

○江次第
給重不血五重許五重
許近代四重三巡勸之

一重押破也
舞人前二人殿上四位

所用清華人
所衆二人執瓶子相從
陪從座一人五位藏人

所衆願子
螺盃銅蓋近代不行
八幡大菩薩の託宣集

六八幡大菩薩現七十
許老翁爲白髮之體持
白水之弓以藤卷狩俣

之天止曲上令放之給

時言直者波誰射
我礼計利古曾者如此

言給射之坐時中于將
門之頸骨而被杖畢公

家爲累代寶物以此藤
卷片手折御矢被納内

藏寮御庫者也
祈乞○此歌其時歌ニ

アス續古今神祇部
朱雀院御時石清水

臨時祭ヲ始テ行ハセ給
トメサレケル時歌

松モヲヒ又モ草スム石清
水行未遠クワカヘミツ

之紀貫之

タリケル目出度ヨレ人ノホメアヒタリ此ヨリ後試樂ノカサレニ林ノ枝ヲサストフ
て竹流枝をとりくくさし

古八集カヒモクウタテヤキカカニヨリテ響クヌフテカサハ梅華カサ秘抄ニ聽ニ煥
律ニヨリテ又本律ニカレカハレ物ト云也

村廓ノ下ノりよとみと沖筋小は
ねりちるの信坊を清乃辰人おきし

しく節華葉のまをのり舞人中心
ねりちるの信坊を清乃辰人おきし

ちりてゆりいれ試樂をいふ
ねりちるの信坊を清乃辰人おきし

ねりちるの信坊を清乃辰人おきし
ねりちるの信坊を清乃辰人おきし

南祭石清水臨時祭也
江次第賀茂臨時祭條
云石清水準之但無御
前義

神祇令云春季鎮華
祭義解謂大神狹井二
祭也
狹井者大神之鹿御靈
也

丁卯二月三日一の毎年の事一は成約
けり次此日^カ立此儀を南祭の沖あり
免さびら湯殿りて勸告致く^使事見江次第
ゆふ

手六 結義字

是冬^ヲ冬^カ神^カ様^カ并^カの二祭といやと神祇
令りの^二輪也^也是花乃^カ花乃^カ終^カ夜^カ神
分^カ分^カして人と^カわ^カ海^カの^カあ^カよう^カ終^カ
あ^カの^カあ^カり^カい^カ祭^カを^カま^カご^カや^カ神^カ祇
官^カと^カり^カり^カ

手七 京官除日

是は三月三日一の先り^カた^カわ^カり^カ入^カ
事^カり^カも^カも^カ今^カ秋^カ神^カ除^カ日^カと^カて^カい^カめ^カ
冬^カも^カが^カあ^カり^カ京^カは^カ何^カも^カ徳^カ目^カと^カい^カ
舞^カう^カあ^カふ^カ京^カ宿^カは^カ尸^カの^カ概^カも^カり^カ
法^カ進^カ子^カ大^カう^カ春^カ法^カ除^カ日^カ小^カに^カ形^カト^カ三者^カ
奏^カり^カげ^カあ^カり^カ免^カて^カあ^カり^カ一^カ敷^カ行^カる^カ
二^カ敷^カと^カは^カの^カい^カか^カり^カ決^カま^カす^カ一^カの^カ
一^カ法^カ秋^カ乃^カ除^カ日^カと^カい^カめ^カ一^カは^カま^カは^カ
い^カか^カ一^カ

五八

東大寺授戒

授一

延喜式凡授戒者每年三月十一日舉行之月内令軍其應行事之省寮綱所三司

是の二心小一度も孝源を望み天年賜食
六も唐の鑑真和尚はつらつら大宰府
へわつるはさし一は東大寺小戒壇と
なす天子以下菩薩戒をうけ給き是より
利東大寺に交戒とやふ事いふとまら
さくつらひ伽藍を聖成をうけしつら也
い海あり一さやうなれらり一さ事
きさるありと一らびと

四月

若朝

戒院

中平日也江次第第六齊院
御契點地上云一り

五十九

更衣

一日

各目抄

あふの衣づくらんか文中あらはし御衣を
づく掃部寮あつらひ御殿の帷帳を
あつらひ下し小胡粉をそとに
を襦袢代はれてあつらひ御衣を
あつらひさきとあつらひ御服は
御衣がすしこれあつらひ御衣を
あつらひ御衣をあつらひ女房かき
あつらひせらるるもあつらひ

授戒三月中吉日擇り
行ふ也持鉢抄り
鑑真和尚事績日本紀
元亨釋書宋高僧傳東
征傳等見
東征傳云於盧舍那殿
前立戒壇天皇初登壇
受菩薩戒次皇石皇太
子亦登壇受戒尋沙弥
證修等四百四十餘人
受戒又舊本僧靈福賢
環志忠善順道緣平徳
忍基善謝行潜行忍等
六十餘僧捨舊戒重受
和上所授之戒後於大
佛殿西別作戒壇院即
移天皇受戒壇土築作
之

○清涼殿御帳間了御
帳四面有儿帳帷夏生
以胡粉畫葦雀各朽木
形見建曆御記

【七上】○女官飾鉞ヒト
更衣ヒトヒトカラス
ニライツレモカサ子レ候
又ニヒトヒト事夏ハ紅或ハ
コキ引キ也

之ぬらりー也經紫之藤為裳小之藤

胡曾抄云薄色

之と常緯白たらりー

卒 孟夏旬 同日

是に天子夏冬法季のあらたむるは

め小匠下り神酒神酒のさびぬとさあ

知ると義なるたはゆとけ向うはさるる酒

裏あつらひるは法をなされて後

ぬく南殿のてつり方とあふは約前

れ向うは位小はうかほとけ一めと改

くーのくさふとふ万機向うは十月一日

冬に小あつらひるは法をなされて後

向うは夏れとけめ小とけおとけとけ

孟夏向うは向うは向うは向うは向うは

向うは向うは向うは向うは向うは

江次第六一孟旬儀

御成入るる柳柳花のつるる神風神風の南

くー小玉とけとあけの次めとけりて

孟夏の座のまふつとけと物とわらた

まふるの物とけとけとけとけとけと

くう今向うは向うは向うは向うは向うは

公事根源中

十六

出居次將 ○裏書云出

居次將毎出將出居必

左大將勤仕出自本陣

之故云云

○江次第云御里内之

時依無所於陣居饌仍

辨少納言不著顯座仍

四献不召侍從事留三

献

平座前一日可停節會
由被仰下當日御著
仗座命藏人奉可給社
臣酒由見江次第

平座より約ゆる

幸一 貞水

同日

水の河四月一日より九月書まへ、是より
てまらる事乃をこ約るゝ水極乃下り
ア約りぬ

幸二 大神奈 上卯日

是いころ卯日小約りるまへ卯日
三よく申中のはあらへ一先母日使
まの原姓へご一あれ奈をいごら
法日使し其あつる卯日乃使
廿四甲、卯日

○舊事紀四
大己貴神乘天羽車大
驚而貢妻妾而下行於
新津縣取大陶祇女子
活玉依姬為妻

夕小まのちのあがらぬ神とほ大に福乃
祇乃の太物主乃神乃御事なるとこ福
とア守姫いご一は徳太物主神御
玉依姫とわふ女のもまへ志法びいのかよ
り皆給まら河あか人をまらにあらさそ
乃女懐姫小乃ひく父母うごひあやせ
非人の常小き命一考るとい女小同たれ
かこ徳日の人れしからあらるあ家乃福の
しりあらしりあらしりひか一約りまへ
あらしり父母まるとまらんとあらしり

公事根原

（ニクリテ）○舊事紀續
麻作綜云云

茅渚山吉野山 此吉
野山大和吉野山非ハ

後世茅渚茅ヲヨレト讀
渚ヲノ讀マヤリテ舊

事紀經茅渚山ト云ラハ
本ハ八吉野山書ナリ

ソレ又後人經茅渚山
ハ吉野山ト連書タリ

茅渚和泉國ニリ活玉
依姫茅渚人也

ソイトナリワケニワケアリ
○舊事紀見其綜遺スハ

有三紫
三輪山ト申名 ○三紫
靈異ニヨリテ見室山ヲ
三輪ト云ト也

和銅 ○神名帳曰山城
國紀伊郡稻荷神社三

座
或説云保食神稚産靈
神大己貴命

和銅
○元明天皇羊鏡

公事根原

布とていふ紙魚一々りて針と付く如
くしていふくはたの法神人れまは
るるんといふこれ針とてきてまはる
るまはるふはけいとあゝあゝ女法
と一へのまはる一てはるあゝあゝ
法とけいといはるる宛らりとまはる
渚山吉野山とて見家山よまはる
まはるはあゝあゝ大物と神とあゝ
まはる一をまはるるりまはるまは
るけあゝあゝあゝ三輪山とてまはる
此事舊事本記小見まはるる一はるる
はるるるるるるるるるるるるる
まはるは今更なるるるるるるる
かたくて一毛あゝあゝあゝあゝ
此系は貞親のゆゑりまはるるるる

三三 編苜蓿 同日

一原社社建立の縁記又まはるりて
と不見くはるるるるるるるるる
或説云元年二月十一日戊戌現伊奈利山三箇峯
説云和銅年甲子初午に伊奈利山
光俊朝臣歌云キサラキヤ今初午に伊奈利山三箇峯
りあゝあゝあゝあゝあゝあゝあゝあゝ

公事根原

廿六

東寺 八八卷果實撰
○東寶記第一或記云

桓武天皇御宇延曆年中於山城國被立平安京之時 本者山背國也 山背國 而後十二年改 山城國 建立東西兩寺 於羅城門之左右 寺 左六寺 西寺 右六寺 羅城門之左元在山城國分寺以其跡建立大伽藍而号左大寺云云

稱之老翁 弘法大師 伊奈利明神 東寺 勸請時老翁姿現 稱之 來り給ふ此ヨリ伊奈利ヲ 稱荷卜書云心也

○江次第二云外記進見 參文上卿見畢名近衛 府將監給之云云大藏 省積祿 ○又云使殿上五位依 廻奉仕之 ○又云春 左右近衛人 左右各 各五人御馬 左右各 冬左右隔羊動之左舞 冬左右各十人御馬 正十
第一御殿源氏一〇二
十二社次第云平野第 一今木神 日本武尊源 家氏神 第二久度神 仲 哀天皇 平家氏神 第三 高階神 仁德天皇 高階 氏神 第四比賣神 天照 大神 大江氏神 第五 縣 神 元穗日命 四姓氏神 菅原氏 清原氏 秋篠氏

法東寺門前 橋をわたりて老翁 あり給ふと東寺門守小勸請 されしと云ふ 法東寺の老翁と云ふ 是は橋の老翁と云ふ事也

山城國守治郡勸修寺ニヤ
山科系 上巳日

延暦二年 日本武尊見稚武王宮道祖也 舊事本紀 日本武尊見稚武王宮道祖也 延暦二年 日本武尊見稚武王宮道祖也 舊事本紀 日本武尊見稚武王宮道祖也

平野系 二申日 江次第六

延暦二年 日本武尊見稚武王宮道祖也 舊事本紀 日本武尊見稚武王宮道祖也 延暦二年 日本武尊見稚武王宮道祖也 舊事本紀 日本武尊見稚武王宮道祖也

延暦二年 日本武尊見稚武王宮道祖也 舊事本紀 日本武尊見稚武王宮道祖也 延暦二年 日本武尊見稚武王宮道祖也 舊事本紀 日本武尊見稚武王宮道祖也 延暦二年 日本武尊見稚武王宮道祖也 舊事本紀 日本武尊見稚武王宮道祖也

公事原中

廿九

六十六

松尾宗

詳見江次第六

同日

今案亂世以來上西日也神事延引之故歟

此宗も貞觀年中少くも一節の人多く是を
小奈の都理とつて人々もつて神座を建

立しつゝとて大山咋神は御事なるは穀
山乃神と因神とてまつりては

六十七

松本宗

同日

河内國より侍りて神社なり平日使ふ所
私久年胃小奈いこつて御事

六十八

當麻宗

同日

大和國より侍りて神社なり平日使ふ所
也見日本紀

六十九

當宗宗

同日

是の河内國より侍りて神社なり平日使ふ所
杜本當宗の祖ありて是を獨り使ふ社乃

七十

梅文宗

同日

系和乃此の母宗いこつて永延の
毎年の事なり成りてそれよりあり

七十一

陽成天皇

同日

酒解子 彦火、出見尊
木花開耶姬

七十二

陽成天皇

同日

酒解子 彦火、出見尊
木花開耶姬

大山咋神御事也

事本紀第四大年神娶
天知迦流美豆姫爲妻
生大山咋神此神者坐
近淡海比叡山亦坐葛
野郡松尾用鳴鏑神者
也

社本 今トモト云小
社此歟不詳

當麻 開化天皇皇子
彦坐王當麻君等祖見
事 用明天皇皇子麻
留子皇子當麻公之先
也 見日本紀

當宗 社今國府總社
世世淺深秘抄下卷

云寬平法皇御外祖母
氏神在河内國所謂當
宗社也仍自仁和五年
被奪之或說曰實御母
儀中野親王女班子女
王云云

當宗氏 新撰姓氏錄當
宗出後漢獻帝
四世孫山陽公之後也

神名帳山咋 葛野

郡梅官坐神四社

酒解神 大山祇神
大若子 瓊々杵尊
小若子 彦火、出見尊
酒解子 木花開耶姬

ソレヨリサキハ行ハレ時モ
アリ 陽成天皇

公事根原

二行

元慶三年四月二日停
梅宮祭同八年四月七
日光孝天皇仁和元年
四月七日又始祭三代
實錄見一帛

仁明天皇乃御母篤太^{ミタケ}后乃御神
承和年中小初御門より祭と奉^{マツル}進^{マツル}御
橋氏乃御^{ミヤ}乃御^{ミヤ}一是定^{マタ}といひく^{ミヤ}橋家^{ミヤ}れ
人乃管^{ミヤ}領^{ミヤ}より^{ミヤ}社^{ミヤ}うて^{ミヤ}ゆ^{ミヤ}く^{ミヤ}柞^{ミヤ}此^{ミヤ}是^{ミヤ}定^{ミヤ}れ^{ミヤ}
法人乃家^{ミヤ}より^{ミヤ}う^{ミヤ}う^{ミヤ}う^{ミヤ}一^{ミヤ}事^{ミヤ}橋氏^{ミヤ}の^{ミヤ}より^{ミヤ}
て^{ミヤ}後^{ミヤ}正月^{ミヤ}廿^{ミヤ}日^{ミヤ}れ^{ミヤ}叙^{ミヤ}佐^{ミヤ}小^{ミヤ}氏^{ミヤ}乃^{ミヤ}爵^{ミヤ}乃^{ミヤ}事^{ミヤ}と^{ミヤ}後^{ミヤ}より^{ミヤ}
人^{ミヤ}を^{ミヤ}く^{ミヤ}ふ^{ミヤ}より^{ミヤ}て^{ミヤ}寛^{ミヤ}和^{ミヤ}の^{ミヤ}以^{ミヤ}中^{ミヤ}國^{ミヤ}白^{ミヤ}道^{ミヤ}澄^{ミヤ}大^{ミヤ}納^{ミヤ}之^{ミヤ}
と^{ミヤ}令^{ミヤ}于^{ミヤ}行^{ミヤ}一^{ミヤ}時^{ミヤ}宣^{ミヤ}方^{ミヤ}と^{ミヤ}知^{ミヤ}り^{ミヤ}給^{ミヤ}く^{ミヤ}氏^{ミヤ}の^{ミヤ}爵^{ミヤ}
乃^{ミヤ}事^{ミヤ}法^{ミヤ}乃^{ミヤ}行^{ミヤ}一^{ミヤ}也^{ミヤ}中^{ミヤ}實^{ミヤ}白^{ミヤ}粟^{ミヤ}田^{ミヤ}乃^{ミヤ}實^{ミヤ}白^{ミヤ}御^{ミヤ}
堂^{ミヤ}乃^{ミヤ}實^{ミヤ}白^{ミヤ}此^{ミヤ}人^{ミヤ}の^{ミヤ}母^{ミヤ}乃^{ミヤ}攝^{ミヤ}津^{ミヤ}也^{ミヤ}藤^{ミヤ}原^{ミヤ}中^{ミヤ}を^{ミヤ}い
ひ^{ミヤ}人^{ミヤ}乃^{ミヤ}し^{ミヤ}も^{ミヤ}也^{ミヤ}法^{ミヤ}中^{ミヤ}乃^{ミヤ}家^{ミヤ}乃^{ミヤ}中^{ミヤ}納^{ミヤ}之^{ミヤ}橋^{ミヤ}氏^{ミヤ}乃^{ミヤ}
法^{ミヤ}じ^{ミヤ}も^{ミヤ}也^{ミヤ}中^{ミヤ}實^{ミヤ}白^{ミヤ}乃^{ミヤ}加^{ミヤ}能^{ミヤ}母^{ミヤ}く^{ミヤ}乃^{ミヤ}乃^{ミヤ}中^{ミヤ}納^{ミヤ}乃^{ミヤ}
より^{ミヤ}て^{ミヤ}是^{ミヤ}定^{ミヤ}乃^{ミヤ}藤^{ミヤ}氏^{ミヤ}乃^{ミヤ}家^{ミヤ}乃^{ミヤ}相^{ミヤ}傳^{ミヤ}乃^{ミヤ}乃^{ミヤ}乃^{ミヤ}也^{ミヤ}

華山院

道隆

在衡

道長

是定乃氏爵事乃定行乃云心也其氏也其子細乃西宮記云學館院近代
此見一是定乃首氏定乃書乃り是定乃事乃モ同事也後漢書李雲傳章懷太子
註是與氏古字通耳是定乃申請并勅許事玉葉記云

請以右大臣擬定行氏爵事狀

右氏人之中無公卿之時依氏族申請被下宣旨令定行氏爵事者例也爰於
舊風爲中納言橋澄清卿女嚴子之外流依非無昭穆請申關管之處已以件
事辭退者以右大臣可令定行氏爵事狀所請如社仍執事狀註處分
安元三年四月十三日

散位從五位下橋朝臣

散位從五位下橋朝臣政光

散位從五位下橋朝臣親長

散位從五位下橋朝臣成

散位從五位下橋朝臣清成

散位從五位下橋朝臣清定

前筑前守正五位下橘朝臣以政

正二位大納言源朝臣定房宣奉 勅宜令件大臣定行彼兵部事務

同羊同月廿三日 大外記兼越中權守清原真人顯業

此事參議橋恒平朝臣卒去以後云云

廣瀨於田家 四日

廣瀨○廣瀨社大和國廣瀨郡今河合明神是也

○神名帳曰大和國廣瀨郡廣瀨坐宇加賣命

神社

龍田○神名帳曰大和國平群郡龍田坐天御

柱國御社神社二座

龍田比古龍田比女神社二座

○大忌祭風神祭○神祇

令大忌祭風神祭

神代卷神代卷上伊

井諸尊與伊井冊尊共

生大八洲國然後伊井

尊曰我所生之國唯有

朝霧而肅清之哉乃以

櫛之氣化為神號曰級

長尾邊命亦曰級長津

彥命是風神也

○莊子齊物論云大塊

噫氣其名爲風林希逆

口義大塊天地也天地

之間因何有風亦猶人

之噫氣也

階階擬議也誰加

階階擬議也誰加

是為社曰大和國よあり奉れ日か廢勢と云ふ

二度約りて使ひあり日し所大忌祭風神社

四月七日

祭とつて是等の風あり難とのうらましく

年穀乃豊う祭事と祈りてうらましくわさ

まら皇學四月小風神と云うるは此郡小治

治り大忌祭と祭儀川向ふ小すつと

今川合也

り今記ふるるは神代代れまう伊井冊

伊井冊そのの朝霧と吹りてひねりてさき

氣流化して神となりてさきとて風神と

さうりてさきとてさきとてさきとてさき

浅風とつてさきとてさきとてさき

擬階奏

七日

これ冬二月の別見乃時忌成選擬冊と二

十一日

省よりりてさきとてさきとてさき

候也別見延門乃時忌成選擬冊と二

十一日

事とてさきとてさきとてさき

入くさきとてさきとてさき

若當神事停止云

五色水高僧傳云四月八日浴佛以郁梁香爲青色水鬱金香爲赤色水丘隆香爲白色水附子香爲黃色水安息香爲黑色水以灌佛頂
女房布施物の色紙扇筆等歟任意也或用銀枝有過差制之時多付五粒松枝

大中納言四帖參議三帖也各以紙四枚裏左冬二枚重之以白木右爲表裏
當申付之上下以細帖紙閉結閉之本左願低注其人小野宮之流者納言以上只注官名參議以下書各二字也自餘人者大臣不注名納言以下皆注名
○裏書云長保五年改錢用紙寬平八年布施法親王大臣五百文大納言四百文中納言三百文參議二百文四位百五十文五位百文六位七十文長保五年以後紙一位八帖二三位四帖四五位二

灌佛

八日

神事小わつた日ハ初ヨリ灌佛ニ付
九日ハ神事ニ付トテ神殿乃
母屋乃神事トシテ此神殿乃
一ツてそれ初ヨリトテ神殿乃
しられ多ク神事トシテ神殿乃
神殿乃一ツトテ神殿乃
よれと云く神事トシテ神殿乃
公卿來おし神殿乃て殿乃
房乃布施トシテ神殿乃
付く風流トシテ神殿乃
室置下トシテ神殿乃
乃室置下トシテ神殿乃
あつて神殿乃
羊中行事大繁云佛布施トテ神殿乃紙ツツ白木枝ツツ
公卿以下次第持参トテ佛前ニテ事ヤリ
神殿乃紙ツツ白木枝ツツ
乃室置下トシテ神殿乃
あつて神殿乃
神殿乃紙ツツ白木枝ツツ
乃室置下トシテ神殿乃
あつて神殿乃
神殿乃紙ツツ白木枝ツツ
乃室置下トシテ神殿乃
あつて神殿乃

公事根原中

三十三

欽明天皇御宇一

○袖中抄云志貴島宮御宇天皇之御世天下舉國風吹雨降令時勅卜部伊吉若日子令卜乃賀茂神崇也撰四月吉且馬繫鈴人蒙猪影而馳馬以爲祭祀因之五穀成就天下豊平祭曰乘馬始於此

和銅詔云

○續日本紀元明天皇和銅四年四月乙未詔賀茂神祭日自今以後國司每季親臨檢察焉

欽明天皇御宇

欽明天皇の御宇四月小吉日と云くひく由

はら海くく不見あり又和銅の詔あり

山城の國司是と檢索とくみくは

と乃國司の聖書此奉祭なるくきく

酒の日志まつり奉る家くの使とく

され走馬と歌く家ありひくくま

關白賀茂祭 同日

初度く日次と云くひて此事を王孫

二年九月女く移改者く詔誥家と讀く事

く是は揚國け人く賀茂祭乃くめり

為り此事の本賀茂祭乃くありあり

事なり主人を奉る車く地下殿とけ

前延あり白妙乃沖帶神受唐提考

此物とくけとくく賀茂祭乃く源

常といふ相とくくく事乃く動とく

屋の社乃く神降あり養植と種延考

ゆの道は是は冠くく東越水子とく

の祭ありとく

賀茂祭 中酒日 ○四月酉ニ中酒

くくはの先とく陣小とくく六府とく

公事根原

三十五

警固の西宮記賀茂祭
警固衛府公卿卷櫻御
參内卷之非參
議自置草卷之著緒帶
劍弓箭重服以候陣及
般著亦地廳者可觀之
衛舍人著禊牛磨等候陣

菘桂曼

○續草菘集宗雅

クミミ神ト君トノモロカ
モロコニノカケテニエリ
モト出ニ春ノ二葉其ニ一
夏モシハラマアヲヒ草哉

二ノ神祭也

○二字下社字ア岑與

御祖○神名帳曰山城

國愛宕郡賀茂御祖神

社一坐

或神書曰健律之身命

伊賀古屋姬命

玉依姫○河合社也

河合ノカレトヨム又タノスト

モヨム鳥居西向立タラ

タス森林ト云七此社森林也

御祖河合與元大社也

此下賀茂也今俗此カ

アト云訛也下賀茂鴨字

書後世ノ一也

云ミ小川○無名抄云石

川瀬見小川賀茂河實

名也

○山城國風土記二賀

茂建魚身命云葛野河

與賀茂河所會至坐廻

見賀茂川而言雖狹小

然石川清川在仍名曰

石川瀬見小川

○祭ヲ神生上ア別雷

生ニス日也ト云實ハ申日

カ神生ニ西月神生ヲ

祝フ儀ト云

俊成歌

ヨノカ今日自吉祭ニモ

ミコトノコノ古方ヲ五社百首

別雷命是也○神名帳

曰山城國愛宕郡賀茂

別雷神社亦名若雷

公事根原

して堅固のりて我作と為目此使はと
 傍乃中少おつとし昔夢ははけ竹の
 子人くわあひ桂乃髪とく海也笑
 今月
 廣松尾志社司ま志日よりあまき
 所へへくまら家次明天皇此御宇
 之と志奈いもー海乃下鴨志津能上
 賀茂別雷之社神祭をりて是御祖は
 玉依姫と名しと賀茂建魚身命をいひし
 此ヨリ以下別雷命神生ト山城國風土記賀茂縁起出
 也あつ時せむれ小川れ河くわあひを
 多よ川とくら丹塗乃夫一とららら
 玉依姫と志夫とらりて我家乃屋縁よこ
 一いさ母とそれらら〜経なくつら
 男子とらら〜細きとらら〜もあつと
 葛野河ト賀茂河ト會所ハ主殿科也上鳥羽小枝橋西
 ともさあおつらら〜酒をりとせい
 海も思ふとらら〜せをらんらら〜あ
 とらら〜へちれいらごとのさうはなとらら
 空りうげく家れ屋縁我婦とらら
 て我ハ夫婦の沖子なりとてとらら
 一てぞのやりせら別雷命志をり
 い海も丹塗乃夫の松尾れ大の神と後河

公事根原

三十一

大祀中祀小祀 ○神祇
令云一月齋爲大祀三
日齋爲中祀一日齋爲
小祀

冷泉院 石神也 ○古
事談第五中山社嚴神
者冷泉院中島令祀大
神給云其後事外放光
後冷泉院御時歎託宣
云門前車馬多時出入
不輒給此所一向欲往
云依之令去移他所給云

○江次策實書云吉田
祭永延元年始之元有
山法中納言一家所祭
也

延治三年六月十六日神祇所建立一一同
六年十一月八日行從三位乃神位と云
後冷泉院
延治五年六月十六日神祇所建立一一同
六年十一月八日行從三位乃神位と云
延治五年六月十六日神祇所建立一一同
六年十一月八日行從三位乃神位と云

七十九 中山家 辰日

冷泉院天喜元年四月一日
官幣初の

十 吉田祭 中子日 江次第六

延治五年六月十六日神祇所建立一一同
六年十一月八日行從三位乃神位と云
延治五年六月十六日神祇所建立一一同
六年十一月八日行從三位乃神位と云
延治五年六月十六日神祇所建立一一同
六年十一月八日行從三位乃神位と云

法成寺と古田社と成わらひ給ひし事
奥福ちと春日社とに仰りし事
ちととせしけし事

十一 駒亭 廿八日

御監 御馬監 牧之意

この後四月小侍ら車なる八月末に名
うしきれと心いふれ利天皇武徳殿
まよまのし下麻子小侍くら左左
沖馬儀奏とと馬以庭ふりての沖
と引渡と白ふ心事會れし事
長場村を南よりし西村騎村は
奏と左右大おられと奏しとを揚
高長とと人おけしと奏す衣と揚
細藤村物たととうに雅樂寮
駒形儀奏とと此駒亭の奏月
手人けしとと今月沖儀とと
けり自願のしとととととと
法成寺廿七日けり延長五年
約引ありととみくた利

新日吉今昔積院北隣
豊國妙法院古法住
寺殿也
東南也

諸神記 外記番記

三條院年号
新日吉 廿八日
永曆元年十月十六日
白川院日記

云永曆元年十月十六日庚申後白川上皇被渡日吉御體於東山新宮

○率川一坐大神御子神社一阿波神社一俱率川社也

○古事記中卷云垂仁天皇之子大中津日子命者三枝之別等祖也
○姓氏錄十七三枝部連 天津彦根命十四世孫達已臣命之後也
顯宗天皇御世諸氏賜饗醢于時宮庭有三莖草獻之因賜姓三枝部連

○顯照法師云三枝カ

ハヒニヨス
○古事記中卷云伊須氣余理比賣命之家在狹井河之上天皇幸行其伊須氣余理比賣之許一宿御寢坐也其河謂佐井由者於其河邊山由理草多在故取其山由理草之名号佐草河也山由理草之本名云佐草也○此天皇神倭伊波礼毗古命也

伊勢と東山乃新文よりうりて
て新日吉より海保二年四月廿日
て祭あり

三枝祭

大和國添上郡率川阿波神社云云是カ
集解 大神族類之神也 率川下引之
○神祇令三枝祭 義解謂率川社祭也

三枝祭の率川祭といふは神祇令より
のせり三枝は花をとりて酒樽をうさふ
あり三枝乃祭は尸をうさふ祭なり
二月乃率川祭といふは上西日
云神祇令より夏夏祭なりといふは
拾芥中未四月推至日事三枝祭なり

祭の右大臣是公乃建立と云は
今案率川三枝別社也率川社南有三枝御子社諸神記云伴社右大臣是公
建立也因茲南家苗裔行此祭

法りて事なり此祭令と云は
之より建て表老年中より奏演なり
是公は大臣の海を渡りて
南家始祖武智麻呂孫
令り率川社と云は是公は
令義解
て建立ふは
はしりて
をりて建立と云は
三枝と書くこと

三枝と書くこと
三枝と書くこと
三枝と書くこと

五月

廿日 献葛蒲

三日

了るに。○延喜式左
 近衛府式凡五月五日
 藥玉料葛蒲艾穂盛雜
 花十棒盛三日平且
 申内侍司列設南殿前
 諸府
 准此
 ○水葛蒲 唐テ端午
 唐蒲ヲ酒清ノ飲石葛
 蒲

六府あやめり興と南殿乃階北東西より
 大府乃敷とわさくおなりと
 四日あさくれあ乃存く是と
 寮あふ志さう梅少く天年十九年五月
 ？派ありて百位徳人、春葛蒲乃鬘と如
 かなり、わりのさめ者、文中小入る
 此とさく光緒弘仁式、も葛蒲も
 うと三り、早止小南殿乃前小ととあり

廿五日 奉命

○卷河海御多々續
 命續靈絲綵絲綵索十
 下カケリ何と藥玉體也
 五月五日絲所藥玉ヲ
 供去去子菊花草菓ヲ
 疑ニ御帳番住結付也
 藥玉消息云今朝自或
 所給藥玉一流作以百
 草之花實以五色之纒
 覆草虫形極其花是方艷
 之美有興有感古人云

天皇武徳殿、御沖夕りて宴會と如
 物、是郡小酒と珍方なり内群、
 元日七日十六日豊明
 四節、同く、あわれ、く、と、
 日、落、く、く、思、く、典、藥、寮、あ、り、
 御、寮、と、そ、も、何、を、郡、小、藥、玉、と、
 大、色、の、い、れ、も、心、じ、り、の、ま、
 思、を、も、も、本、文、ゆ、く、も、
 騎、射、乃、事、あり、大、將、射、乃、
 乃、衣、を、馬、小、家、く、
 乃、衣、を、馬、小、家、く、

公事根原

三十一

懸命縷則益人命云

看此物之謂歟

五色之絲一荆楚歲時

記云以五絲絲繫臂名

曰辟兵令人不病瘟

○事初紀原九端午端

初也

○珊瑚鈎詩話二端五

之号同於重九後世以

五字爲午則誤矣

高辛氏惡子一○本

據タカエ

屈原力泪羅一○此

説ヨ

○事物紀原云糴一名

角黍風土記曰以菰葉

裹粘米以栗棗灰汁煮

之令熟節日啖取陰陽

尚包裹之象一日因屈

原也齊諧記曰原以五

月五日被泪羅楚人哀

之每至此日以筒貯米

祭今市俗置米於新竹

筒中蒸食之謂之楚筒

其遺事亦見筒糴齊諧又記曰

今世五月五日作糴泪羅之

遺事其詳見屈原姊所作

○河海抄云左近馬場

一條西洞院右近馬場

一條大宮也

しまゆきこもいへり雅を天皇の沖宮も

しとゆき今いへりていふ代ふり或はゆき

ふゆきゆき

りふらま紀と食事ゆき若き幸氏の悪子

五月有舟小舟ふき海をりりり一時暮

風俄小舟と浪ふき海をりりり水神と成り

常り人となりやまたあり人むきけりゆき

てらゆきとして海軍かむげへりゆき

大色乃候結しとゆきそれゆりあき海神

人代りやまゆきゆきゆきゆきゆきゆき

ゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき

ゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき

ゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき

ゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき

ゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき

ゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき

ゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき

ゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき

ゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき

今八 紫野合文系 九日

○諸神記云正曆五年六月廿七日被安置疫神於船岡山長保三年五月九日被遷至疫神於紫野京師兼庶行御靈會被遷此所依靈夢之吉也

○又云神殿三宇瑞垣等木工寮修理職所造橋也又御輿内正寮造也

世中廿六日夕○發心集第四云京人多クマシテ世中サハカシテアルトイフ○徒然草主上ノ御惱大カク世中ノ分が半時ハ五條ノ天神^神華ヲカケル

こけい疫癘を神なり心唐太子長保三年
天下を治りし時一討二法神社
多の親友原長徳二首と誦するなり
まろともわうけふは拾遺小のりとも
藤原長徳 拾芥上巻二藤原長能伊勢守倫寧男伊賀守從五位上

に好らざるくく法よりいしひは福
ひらき法野小 今よりあはれ
ま一國が善法都小御一法よりあ
此哥或人云法中さるうはれ
と舟思ふ小今法との小神と後と
何やちも神ともはれと云はるる

半九有無日

廿六日

是の村と云望れ沖國志なり文律小
なり一乃日とわしり也廢勢日小ありさ
是とも改むなりとれは又も事か
どわれの儀小改事一さうさてあり
法りなるなり

九千 寂勝傳

中川よりく日次とくく一系中法大
ちる 東より真福正居 園城 僧法中 小替 古入 寺文河

園城寺 二并寺也

○寂勝講 寬弘六年
以來被行也此前或行
或止不定也
○俊朱雀院御時四天
王化現故御帳四角備
四大座云云
○雲圖抄云四天座異
長角定各可立然而行
道之間依擬通於乾坤
二角者與在平頭 爾互
之故實也

○江次第云米二百斛
左京百八十石
右京百二十石
讚岐百五十石
土佐百石
美作五十石
已上 天祿元年八月
永官旨四月內
可進但庸米可充
之
膳下之
膳廿六斛 左十八石
右八石
下宜前於宮內自大
膳下之
著欽○延喜式二十九
囚獄司式凡罪人者隨
罪輕重著欽古銀初
公私倉舍盜私鑄錢強
奸之類居作者即著欽
雜犯徒罪之其馱或四
類著船柳 其馱或四
人或三人爲連至暮著
粗明且脫而役之

新と云々びくこし中澄義海師純
なりあり之在橋王終と清涼殿
の御事一系院所空實弘志
まら或長保運心くろし
の御事一系院所空實弘志
まら或長保運心くろし
の御事一系院所空實弘志
まら或長保運心くろし

○釋氏要覽上行番 普達王經云佛昔爲大姓家子爲父供養三寶父命
傳香故知行香非始今世

九十一 賑給 寅申及火日不レ云云
小野宮説ニコウト讀之

に終いしき民小朱塔なり代終也
京中北條里小路とて極非遠使子く
西官記云東手愛宕寺北手右近馬場西手右兵衛馬場
是と云く米塔乃極みり事乃終也
大陣小法きく是と云く每欽的天皇
御宇より月令より季末より月より子余
廩とひききそ自窮乃者小終なり
事終紀の月令よりと終也
九十二 著欽收 欽大計切音兼以鎖在足在顛日鎖在足是
是の極非遠使子く東京より著法と云く

小野宮原

○月令正夏之月新薄
刑決小罪出輕繫

公事未決

申行り元明天皇法御宇和綱より下
まろ月令れ今又うは多き夏八月よりま
しとみくされと四月の御月よりして御事
しとみくされは五月子御よりしてなり

六月

御贖物

是は一日より八月まであらはこころしく
まろ御贖物とてまよふ御の御贖物の
けと括あくとぶよりうらる御あわると
あち御いさると入家也弘仁女子御より
御薬乃事ふしてしめく御贖物と奉る
たしと素衣御尊れ御贖物と奉りて
りよりむね事なり

御贖物 同日

内膳司より御事なりと奉りて御贖物と奉りて
供とる也景の天御事なり御贖物と奉りて
忌火とい火をいせり御事なりと奉りて
を不淨乃火とらう御事なりと奉りて
決御事なり御贖物と奉りて
り御事なり

素盞鳥尊十座置戸
○御代卷上云諸御事
罪過於素盞鳴尊而稱
之以十座置戸遂使微
矣私記座者置物之名
言十處置積積物也戸
積置物便爲其戸令罪
人出其中故曰置戸
疏戸詞助無意義三百尺
所出也出内其物故曰戸
○江次第抄今案御帳
再間爲大床子間也

御事未決

十一日

九十五 供醴酒

同日

又選七命註竹葉酒也本草綱目二十五竹葉酒治諸風熱病清心賜意淡竹葉煎汁如常釀酒飲

百濟人ワタリテカスルリ
○古事記中卷品地和氣命坐輕島之明宮治天下云知釀酒人名仁番亦名須々許理等參渡來也故是須々許理釀大御酒以獻云云

ハレヲヲリシ酒ハ八醴酒ト書ハ度醴ヲカケル酒也酒氣ヲ烈セシ爲也此酒ヲ八岐大蛇ニテテ醉ニメ軒殺シ稻田姫難ヲ免シメ玉ハリ神代卷ニ詳也

○五月 小廿七日延曆寺六月會始七ケ日 見古曆
○元亨釋書第一釋家澄世姓三津氏近州滋賀郡人也云弘仁十有三年春二月賜宸書傳燈大法師位記夏六月四日於中道院右脇而寂年五十有六云貞觀八年秋七月敕謚傳教大師

○古語拾遺云至干難波長柄豊前朝白鳳四年

一取さけしなほきおほくまはわきの供にさかり一取とくごころ竹葉乃酒をれ一取酒とりなり又いこざけとも或又お作り昔の口中お未と嚙て宿とるく酒お徳もあやこ法酒の造酒もきまらぬ七月廿日まで日毎うし守ぬそり座神天皇を御時よりつらまおなすそ酒と法の家事といひぬる酒乃人よりりてはくつと下りてのそりささるな酒とのお物なりと人傳まると作代より系承高島藤田姫れさあふ大蛇とくゆされ一時ハヤおの酒を作つる事神代よりを伝ふるはつら酒の事神代よりを伝ふるはつら酒の事神代よりを伝ふるはつら酒の事

九十六 延曆寺六所會 四日

是の傳お大師の忌日也勅使登山をいぬる延曆寺の延曆年中よりつらつられつら手号ふ付くく法名残えらる

九十七 御饗神代 十日

神祇宿友人一昨日より奉友ふこころりて先

年以小花下齋部首作
賀斯拜神官頭分神祇
令掌叙王族官内禮儀
贈烟上筵事夏冬二季
御卜之式始起此時云
○此御卜龜卜也朝野
羣載第六御體御卜
奏狀アリ
○式云月次祭 奠幣
案上神二百四座並大

○上卿着北廳座
木綿言基本紀云木綿
謂以裁木作白和幣名
號木綿天神代地神
五代神人等著木皮藤
綿縁也潔齊之日清湯
之祭服是也等也

○御巫習見幣物三人
出自西屋始自伊勢三
百餘所

種今食○日本紀私記
云古者謂木爲介故今
云神今食者古謂之神
今亦必以木爲喻者
シシコケ シシコケ
○卷芥中末云中中院
内裏西号中院神喜殿
奉祭社稷神所

とくくくふとくくきくまのりて内侍小使さ
て奏すは是のまじと流玉飾りし神つ志
こわく事さくくくくく奏する義なり
風當作雅
白風四子ふり先く約く

六月十二月兩月必行ル神事故く上毎月十二日
解次祭 十一日
麻糬於神祇宜行之

こ終は先神今食のまじ神祇宿儀水門の
内東玄換小まきく信神相名寄とく
ぬ次小庭小津く事と約姉神祇宿
掌祝詞と祝師祝を庭へはく奉
庭人へ本神とつをくくくく下
薦座小とくく神巫幣物とみく欲あり
こ終は六月十二月ふ二度流社へ神幣をま
務終小事也弘仁年中小此事り南家

九十九 神今食 同日

御神事ハ一日より一ヶ月成割小約
幸ふ先大忌忌神湯とりてトありあ
らく陣小まきく群とくく諸目れ
くまとく小忌神燈を供むとく此
清くくりあく毎くく事相少納云
御記史トあひくく人小忌とくく

後醍醐年中行事辨字アリ

蔥花〇御即位和字記
云被花上キ花分多金
三テ行テ御輿ノ上スヘラル
是ハ御神事時ノ行幸
スル御輿也

神嘉殿

〇拾芥中末神嘉殿中
和院正殿

時ヲ申ス

〇年中行事ニ云一トアリ

圖同〇江次第抄ニ關
司掌官閣管鑑及出納
之事故開門之後分若
左右監護羣官之出入
也

打掃官サカ枕〇延喜式
第三十八掃部寮式
西剋官人己下掃部己
上ト食人十人持御座
等物自大龕宮北門入
鋪白端御幣十一枚布
端御坂枕一枚於慈紀
正殿中央又設打掃布
一條納揚
又坂枕一枚長二尺五
寸廣三尺
料編薦一枚生絲一兩
長功一人小半中功一
人大半短功二人
薦枕歐日本紙武烈紀
私記云師説古以蔣爲
枕

司苑人も之れきつるべし約幸忍心時御輿の
江次第云有行幸時於中和院行無行幸時於神祇宜被行
葱花の冷乃奏ありし中和院ありし
白木大床子立御座自縁也より
約幸ありて神嘉殿に大床子の御座不
つ坊給ふ御座後采女時をり内侍
髪あげて神殿小ありの寝具を供せし
可平之云
之終らりしとき衣を脱ぎしはく殿に赤
ぬい陣を引同の園司をといてくく心
神殿を最ふはくありし所左右をり中
わざりく一人とてみてくをねきりあ
とと解く南に戸をた右法帳かを
ちりひ忍箱さ枕八重窓のくくく
議辨が納之御紀史次第より是と供と也
へり入あまはのくくく神座と
志は南枕ふくく先一丈二尺法くく
ふふ六尺のくくみ四でう枕乃くく二帖
あり其ふふ九尺れ中七帖くく八重
くくくく九尺志中一帖といく事
飛きいてくくくくひ法くく
打掃
この枕は八重をくくく下小枕くくく内
侍もりて御座とくく八重窓れくく小

神酒の神座の末ふし神座の神座

神座の神座の末ふし神座の神座

白黒御酒。永享二年

十一月康富記云醴齊也白者自其色也黑者

上聊振烏麻粉

モトカレハ。古今第十七

雑司上

イソノカニフルカラシノモト

カシハモトノ心ハワスラシク

抄云モトカレハハ久と落葉

スナカ春ニ枯タル葉ノ

少シ残リテアルヲ云

○一條家相傳十二合

文書内太宰納大嘗會

神膳

テラヒ。日本紀持統天皇

皇紀常字ヲナラシメタリシ

ルヨメリ常ニハ直會ト書

康富記

○神膳 寅一刻供之

神膳 四刻撤之

人志の神座の末ふし神座の神座

神座の神座の末ふし神座の神座

八事根原中

三七

天祿元六十四始御靈
會自今年行矣

○峯相記播磨廣峰ヨリ
ウツタリトアリ

○南海ノ琉球國ノ云際
琉球人ニル今越來親

方ナト云名ヲ付ナリ

○牛頭天土蘇民將來
等事 蓋其内傳ニモ載

タリ備後國風土記ヨリ出
タル事トハ古ヨリ言傳タ

ル事トキコヘタリ

直指秘傳抄第十三神
代外録曰ソサヲ尊根

國ニクタリ至フ時雨ニテ風
ニフカレ卒苦ナクヤリテ

宿ヲ諸神ニカリクニハトモ
テ神ニルセス時ニミクワノ

國ニ蘇民將來巨且將來

トイヘル兄弟ノ者アリ

蘇民家貧ケレトモ心情愛
惠也巨且家富ケレトモ

心情不仁也素盞鳴尊
先宿ヲ巨且カリ玉ヘリ

巨且カレ奉ラヌ蘇民ニ
カリタニヒレカハカレ奉リヌ

且又奉養饗宴涯分ノ
及所ヲ盡セリ素盞鳴尊

此ヲイワヨロヒヲヒシイ
カニシテカ恩ヲ謝セトヲホ

シヌ時其夜アハノ國ヨ
リ暴疫鬼來リテ國民ヲ

ホロホリトス尊豫其事
ニロシメテ蘇民ニ告リタ

ニク此夜此所ニ惡神來レ
ヘシフシ者ハ亡散スハ我其

禍ヲ除ク方ヲ知リ汝等及
家内ノ者等茅輪ヲ帶

シ然ラハ禍染著スル不能

神流ハナリ一祇園カニ社自叙十一子小託

根元抄云昔常住寺十禪師圓如大法師依神託貞觀十八年奉移山城國

郡八坂郷樹下其後昭宣公感威驗壞運臺宇建立精舎

貞觀十八年七月十三日而授播磨國無位速素盞鳴尊神從五位下

素盞鳴尊神從五位下

天孫ノモリナリ昔武塔ニ社南海ノ女

子トシテハナリ

此神居トモ才乃將來小ガリ孫小極

あり一ツ兄ガミト一ツ才乃ハナリ

トイヘル兄弟ノ者アリ

蘇民家貧ケレトモ心情愛

惠也巨且家富ケレトモ

心情不仁也素盞鳴尊

先宿ヲ巨且カリ玉ヘリ

巨且カレ奉ラヌ蘇民ニ

カリタニヒレカハカレ奉リヌ

且又奉養饗宴涯分ノ

及所ヲ盡セリ素盞鳴尊

此ヲイワヨロヒヲヒシイ

カニシテカ恩ヲ謝セトヲホ

シヌ時其夜アハノ國ヨ

リ暴疫鬼來リテ國民ヲ

ホロホリトス尊豫其事

ニロシメテ蘇民ニ告リタ

ニク此夜此所ニ惡神來レ

ヘシフシ者ハ亡散スハ我其

禍ヲ除ク方ヲ知リ汝等及

家内ノ者等茅輪ヲ帶

シ然ラハ禍染著スル不能

公事根原中

四

蘇民命レシカフ其夜夕
レ暴風トアリヌ明朝其
 所ノ人民悉ク病惱レテ
 或死或病キ尊又蘇民
 告テクニク後世疫氣流
 行セシキ汝カ子孫家門
 題テ蘇民將來子孫病
 書シ只茅輪ヲ門楣ニ
 懸ヘシ然ラズ疫氣ノ禍ヲ
 ニスカルヘト世俗今尚額
 蘇民將來子孫處ト書
 ハ此故事也

○諸神根元抄云天延
 三六十五始被奉走馬
 勅樂東遊御幣等使左
 少將藤理兼左右御馬
 有五尺左右近官入供
 奉東遊歌云神風ノ八坂
 ノ里ト今ヨリノ君カ千歳
 計始ル此後中絶崇徳
 天治以後每羊相續

たりとれしきよとりの後夜蘇天下小
 たりん時ハ蘇民將來子孫ノりといひ
 く茅丸輪とけいけい性若難浅のつき毎と
 のつきひきりや又祇園乃縁記小のきて
 のつき天竺より小小國ありぬ相いりた
 其國乃中小國あり若祥といひ其國此
 中より城あり城小五河つと牛乳天竺と
 つつ又武塔と社ともいひ沙湯羅龍と
 女と居しして八王子とふたりの八島四子と
 五十四神乃眷屬ありといひの沖雲會の時
 四条京極とて粟乃沖飯と奉らる蘇民將
 來乃連珠とて奉らる

百二 祇園陰町 十五日

沖襖とて儀儀大なる平野小なり
 ひ殿と立徳東極とてなる新宮ぬる大坂
 元年六月よりしりしり又々小志馬
 勅樂をとりありて延三年乃馬好れ
 奇小いし

神代卷云八坂瓊之五百箇御統纂疏八坂出玉之地
 君の子年いりて人しりて

公事原中

天武天皇御時

○日本紀天武天皇五年八月辛亥詔曰四方為大解除用物則國別國造輸被柱馬一匹布一常以外郡司各一鹿皮一張鑊一レ刀子一口鎌一口矢一具稻一束且每戸麻一條此事始主見ハス神武天皇ノ御時天罪國罪ノ懸リ神功皇后ノ御時國之大被リ六月十二月大被ノハ神祇令延喜式載多

三ノ此歌作者不知古今六帖第一載之

ナリ園大曆延文二年卷二云ナリト云ハナリト云心歟鬼ヲミラシク也

思

此歌ハ和泉式部歌也後拾遺和歌集第二十神祇水無月

和泉式部

あまのこゝろをなつさしめてあまのこゝろをなつさしめたりてとらへはる

高六被

同日

大に云ふに六百官に云ふは朱菴門の
あひまひりて被と云はるなり六月十二日
に云ひまひりて武天皇を御時よりりて
解除の觸様なるとは時もあはれ事
初可は候時にも常小あまのこゝろに被
名百官一月小あまのこゝろに被と云はるなり
神に云ふ家より被と云はる事

と初月たなふりて云ひまひりて
ちと云ふに被らぬと云ひまひり

大神宮年中行事

此歌はとらへはる事
法性寺園日記

思ふ事なつさしめたりてとらへはる
切麻事也江次第云神祇官頒切麻
此は神祇水無月

Handwritten text in the top right section of the page, appearing to be a list or index of items.

Handwritten text in the middle right section of the page, continuing the list or index.

Handwritten text in the top left section of the page, possibly a title or introductory note.

Handwritten text in the middle left section of the page, continuing the list or index.

Handwritten text in the bottom left section of the page, possibly a signature or date.

Handwritten text in the bottom right section of the page, possibly a signature or date.

